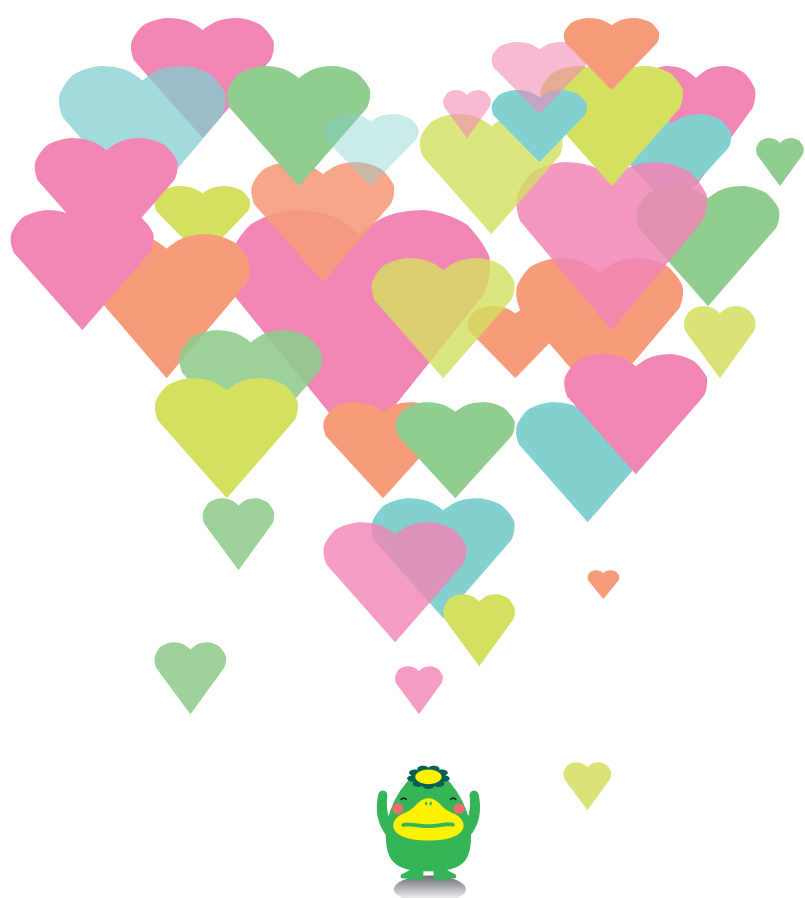


# 第2期 久留米市

# 障害者計画

概要版



支援と

その方策について

2014年度

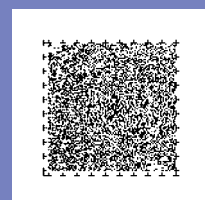
>>>

2017年度



2014.03

City of KURUME

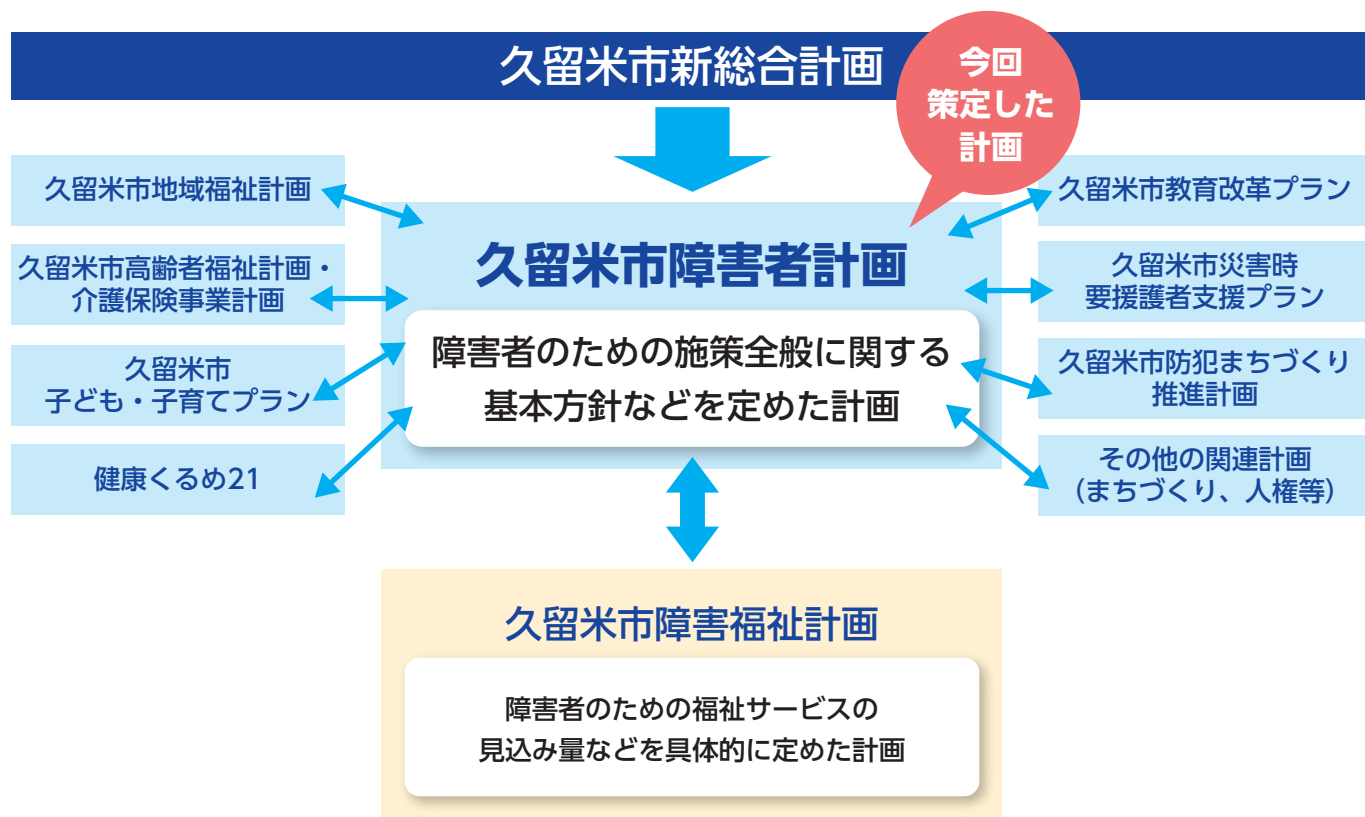


# 障害者計画とは？

★「障害者計画」とは、障害者のために市が行う施策全般の基本方針などを定める計画です。

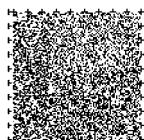
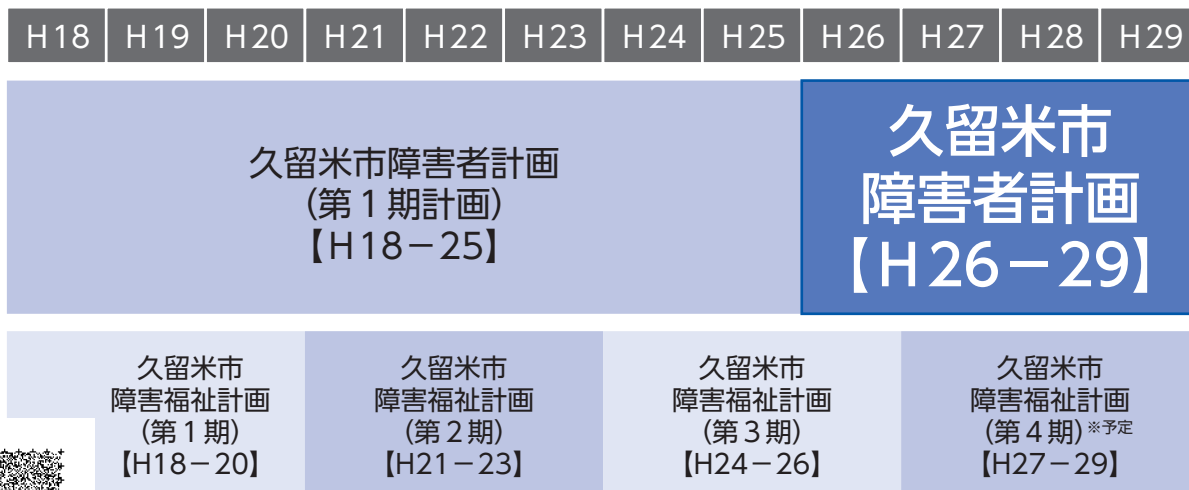
★久留米市では、平成 18 年度に「第 1 期 久留米市障害者計画」を策定していましたが、その後、障害者にかかわる法律や制度が見直されたことなどを踏まえて、第 2 期計画を策定しました。

## 障害者計画の位置づけ



## 計画の期間

★この計画は、国の「障害者計画(第3次)」(\*)や本市の総合計画、障害福祉計画の計画期間などを踏まえて、平成 26 (2014)～ 29(2017)年度までの 4 年間を計画期間としました。



(※) 国の障害者計画(第3次)の計画期間は平成 25(2013)～ 29(2017)年度です。

## 計画策定の背景・視点

### 障害者に関わる法律や制度が大きく変化しています

★我が国では、「障害者の権利に関する条約」の締結<sup>(※)</sup>に先立ち、平成 21 (2009) 年度以降、障害者に関わる法律や制度が大きく見直されています (障害者制度改革)。

#### 主な法制度改革

平成 23 年	「障害者基本法」の改正	我が国の障害者法制度の基本となる法律。共生社会実現に向けた基本原則等が設定されました。
	「障害者虐待防止法」の成立	障害者への虐待の定義や、その救済や防止策が定められました。
平成 24 年	「障害者総合支援法」の成立	障害者自立支援法を改正して成立。障害者サービスの対象に「難病」を追加し、制度の谷間の解消などが図られています。
平成 25 年	「障害者差別解消法」の成立	障害者基本法における差別の禁止、合理的配慮の提供を具体化するための法律です。
	「障害者雇用促進法」の改正	雇用分野における差別の禁止、合理的配慮の提供を具体化。また、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える改正が行われました。

★この制度改革の中心的な法律である「障害者基本法」(平成 23[2011] 年改正) では、社会的障壁や合理的配慮などの新しい考え方が示されています。

### 『合理的配慮』とは？

◎障害者が日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの(社会的障壁)を取り除くために、負担になり過ぎない範囲で、必要な配慮や調整を行うこと。

#### 社会的障壁

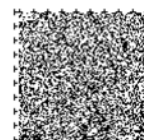
障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における

- 事物 [通行しにくい道路、利用しにくい施設 など]
- 制度 [利用しにくい制度 など]
- 慣行 [障害者の存在を意識していない慣習や文化 など]
- 観念 [障害者への偏見 など]

#### 『合理的配慮』の例

- ◆車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをする、スロープをつける
- ◆窓口で障害者の特性に応じたコミュニケーション手段で対応する(筆談や読み上げ など)

※障害者差別解消法では「合理的配慮を提供しないこと(合理的配慮の不提供)」が禁止されています。  
(行政は義務、民間事業者は努力義務)



(※)平成 26[2014] 年 1 月、我が国は「障害者の権利に関する条約」の締結国となりました。

# 障害者が地域で生活するうえでさまざまな課題があります

★計画策定にあたって実施した実態調査等で、本市の障害者がさまざまな生活上の課題を抱えていることがわかりました。

## 【久留米市障害者(児)生活実態調査からみた主な現状・課題(平成25年3月)】

### ✓ 子どもの発達支援や教育

- ◎少なくとも約6割の保護者が通園・通学に困りごとを抱えている
- ◎発達面で支援が必要な子どもの保護者の約6割近くが、乳幼児期から学校卒業まで一貫して支援を行う機関が市内にないことに困っている



### ✓ 厳しい雇用・就労

- ◎就労者（一般就労と福祉的就労）の割合は最も高い30歳代でも5割以下



### ✓ 家族による抱え込み・虐待の現状

- ◎主な介助者は配偶者や親等の家族が7割を占める
- ◎虐待を受けた可能性がある人が1割を占める



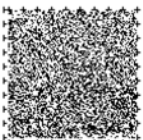
### ✓ 障害者に対する差別

- ◎障害のために差別を感じたり、いやな思いをしたことがある人は知的障害者・精神障害者で半数を超える



### ✓ 災害に対する不安

- ◎約3割の人は災害時に避難所まで避難できず、知的障害者では半数を超える
- ◎災害時に不安なことは「情報が流れてこない」「避難所で必要な薬・治療が受けられない」「避難所で障害に応じた対応があるか心配」など



# その他、計画策定にあたっては、次のようなことも考慮しました

## ■ 第1期久留米市障害者計画の進捗と課題

平成18年度から平成25年度までを計画期間とする第1期久留米市障害者計画については、その取組の過半数でほぼ目標を達成しています。その一方で目標達成に至らなかったものや取組に着手できなかったものも一部見受けられることから、第1期計画の進捗と課題を踏まえて策定しました。

## ■ 新たな障害者問題

難病や高次脳機能障害については、症状のわかりづらさや周囲の理解不足などにより、困難をかかえている人が依然として多く、また、社会問題となっている「引きこもり」についても、背後に精神障害や発達障害が存在する可能性があることが指摘されています。また、障害のある女性のように複合的な差別を受けやすい立場にある人もいます。このような新たな障害者問題についても可能な限り考慮しました。

## ■ 社会情勢

我が国は既に少子・超高齢社会、人口減少社会に突入しており、本市も例外ではありません。障害者施策についても、このことを前提とした施策立案が必要です。また、障害者雇用に深刻な影響を与える景気の動向に注視していく必要があります。これら社会情勢についても、考慮しました。

## ■ 本市の重点的取組など

本市の行政運営の基本的視点、市民と行政が連携・協力してまちづくりに取り組む「協働の推進」と、けがや事故の予防に重点を置き、地域社会全体で安全安心なまちづくりに取り組む「セーフコミュニティ」への配慮は、障害者施策でも例外ではありません。また、本市が平成20年度に中核市に移行したことに伴う新たな取組も確実に計画に位置づけ、さらなる展開を図ることを考慮しました。

## 計画の基本理念

第1期計画の理念をさらに推し進め、基本理念を次のとおりとします。

### 基本理念

**誰もが その人らしく 安心して  
暮らし続けることができる まちの実現に向けて**

#### 誰もが

「障害者にとって住みやすいまち」＝「障害のない人にとっても住みやすいまち」との考えのもと、誰にとっても暮らしやすいまちを目指す

#### その人らしく

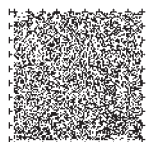
個人の違い（障害を含めて）を受け入れ、自分の意思で決めることができる社会の実現を目指す

#### 安心して暮らし 続けることができる

さまざまな生活上の不安や課題を感じている障害者が、安心して地域で暮らし続けられるようにする

#### まちの実現に向けて

「誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち」は、この計画期間のみに留まらない普遍的な目標として、長期的な視点にたって、その実現に向けて取り組む



# 計画の基本目標

基本理念のもと、5つの基本目標を定めて、取組を進めていきます。

## 基本目標 1

### 壁をなくし認め合って生きるために

分野 啓発・広報 生活環境

- ★すべての市民がその人らしく安心して暮らし続けることができるまちをつくるためには、その基盤として、障害のある人とない人がお互いを理解しあうという意識や、ともに暮らすための環境づくりが不可欠です。
- ★このため、障害のある人とない人の間にあるさまざまな壁をなくし、同じ地域の中で、お互いを認め合って生きることができるよう、障害者理解などの啓発・広報や、情報バリアフリー、誰もが利用しやすい建物・道路などの生活環境づくりに取り組みます。

#### 施策区分

- (1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実
- (2) 情報バリアフリーの推進
- (3) ボランティアなどの育成・活動促進
- (4) 障害者にやさしいまちづくりの推進

## 基本目標 2

### 安全と安心のために

分野 権利擁護 防災・防犯

- ★東日本大震災等の大規模災害の発生や、障害者などへの暴力・虐待事件が社会問題化していることなどを踏まえ、これからのまちづくりにおいて「安全・安心」は特に重視すべき課題であるといえます。
- ★このため、相対的に弱い立場にある障害者を、虐待などの権利侵害から守るための取組や、安全・安心な暮らしを支えるための相談支援体制づくりを進めます。あわせて、障害者を災害や犯罪から守る取組を進めます。

#### 施策区分

- (1) 権利擁護・相談支援体制の確立
- (2) 防災・防犯対策の推進

## 基本目標 3

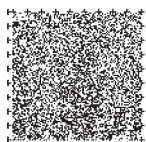
### 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために

分野 教育・保育 療育・育成

- ★障害のある子どもについては、障害をできるだけ早期に把握し、その特性に応じた適切な相談・支援を継続して受けることが大切です。このため、障害のある子どもを乳幼児期から学校卒業まで一貫して支援するしくみづくりに取り組みます。
- ★学校教育においては、障害のある子とない子が可能な限りともに学ぶことができる環境づくりや、個別の教育的ニーズに対応できる多様な学びの場の確保などに取り組みます。

#### 施策区分

- (1) 健康相談の充実
- (2) 切れ目のない療育・教育体制の確立
- (3) 療育の充実
- (4) 学校教育の充実
- (5) 社会教育の充実



## 基本目標 4

# 自立して暮らし続けるために

分野 雇用・就労 生活支援 保健・医療

- ★障害者が地域で自立して生活するためにはさまざまな生活支援が必要であり、なかでも経済的支援や就労支援などの充実が重視されています。障害者の就労は依然として厳しい状況ですが、企業や就労支援を行う機関等と連携して、一般就労や福祉的就労などの就労の場の確保や就労支援に取り組みます。
- ★このほか、障害者が自立して暮らすための住まいの確保や、さまざまな在宅福祉サービスの提供、外出支援の充実などの生活支援に取り組みます。

### 施策区分

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| (1) 一般就労の促進        | (6) 外出支援の充実   |
| (2) 福祉的就労の充実       | (7) 生活安定施策の充実 |
| (3) 就労支援の充実        | (8) 保健サービスの充実 |
| (4) 住まいの確保と居住支援の充実 | (9) 医療サービスの充実 |
| (5) 在宅福祉サービスなどの充実  |               |

## 基本目標 5

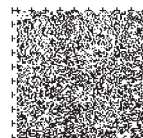
# 生きがいを持って自分らしく生きるために

分野 日中活動 社会活動

- ★障害者が地域で生きがいをもって自分らしく健やかに暮らしていくためには、さまざまな活動に参加し、人との関わりを保つことが重要です。
- ★このため、障害者が、就労や訓練、交流、仲間づくりなど、さまざまな日中活動が行えるよう、日中活動系サービスの充実や、地域活動支援センター・オープンスペースなどの活動促進に取り組みます。
- ★また、障害のある人とない人がともに地域活動やスポーツ・文化活動に参加できるよう、障害者の活動参加促進や参加に配慮した環境づくりなどに取り組みます。

### 施策区分

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| (1) 日中活動の促進         | (3) 地域活動や国内外交流の促進 |
| (2) スポーツ・文化活動への参加促進 |                   |



# 重点施策

各基本目標の施策区分のなかでも特に重視すべき事項として、6つの「重点施策」を設定しました。これらについては、年度ごとの進行管理を行い、施策の推進を図ります。

## 重点施策 ① ノーマライゼーションの意識啓発の充実

《主な具体的施策》

### 障害者問題に関する広報の充実

難病等を含む障害に対する市民の理解を深めるため、啓発・広報に努めます。

### 障害者に対する差別の解消への取組

障害者に対する差別解消のための基本方針の策定等の取組を実施します。

### 交流機会の拡大

地域の小・中学校と特別支援学校の児童生徒との交流機会を拡大していきます。

#### \* ノーマライゼーション \*

障害者や高齢者などが他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

## 重点施策 ② 情報バリアフリーの推進

《主な具体的施策》

### 情報バリアフリー推進に係る基本方針の検討

市が講演会や出版物の発行等の情報発信を行う際の配慮の方針を定めます。

### 各種通知などの点訳・音訳コード添付などの推進

各種通知などの行政文書に点訳・音声コードを付けるなど、障害の特性に応じた情報提供に努めます。

### 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

視覚・聴覚の障害をもつ人のコミュニケーションや移動等の支援を行う通訳・介助員を派遣します。

#### \* 情報バリアフリー \*

障害者や高齢者などを含む誰もが必要な情報を入手したり、自由に意思疎通したりできるようにすること。

## 重点施策 ③ 防災・防犯対策の推進

《主な具体的施策》

### 防災知識の普及

防災に関する研修会や関連資料の提供などにより、防災知識の普及を図ります。

### 災害時要援護者支援体制の充実

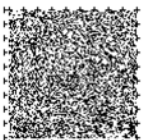
障害者をはじめとした災害時要援護者の支援体制整備に努めるとともに、要援護者名簿を活用した防災訓練を進めます。

### 福祉避難所の指定

一般の避難所では生活することが困難な障害者などを対象とする福祉避難所を指定します。

#### \* 災害時要援護者 \*

障害者や高齢者など災害時に自力で、または家族の協力により避難することが困難な人のこと。





## 重点施策 ④ 切れ目のない療育・教育体制の確立

### 《主な具体的施策》

#### 幼児教育研究所の機能充実

担当者の資質向上や支援システムの構築等により、幼児教育研究所の機能の充実を図ります。

#### 切れ目のない支援体制の確立

障害や発達面で支援が必要な子どもに関する支援を一貫して行う体制の検討・整備を図ります。

## 重点施策 ⑤ 住まいの確保と居住支援の充実

### 《主な具体的施策》

#### 不動産業者との協力

不動産業者に対し、障害者に対する賃貸住宅のあっせんや情報提供について、理解・協力を求めます。

#### 居住系サービスの整備促進

グループホームなどの計画的な整備を図ります。

## 重点施策 ⑥ 在宅福祉サービスなどの充実

### 《主な具体的施策》

#### 福祉事業所の適正運用の推進

福祉事業所に対して指導や監査を実施し、適正な運営の確保に努めます。

#### 重症心身障害児者の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化

医療・福祉が連携して、重症心身障害児者の地域生活移行・定着等を支援するための相談支援体制の充実・強化を目指します。

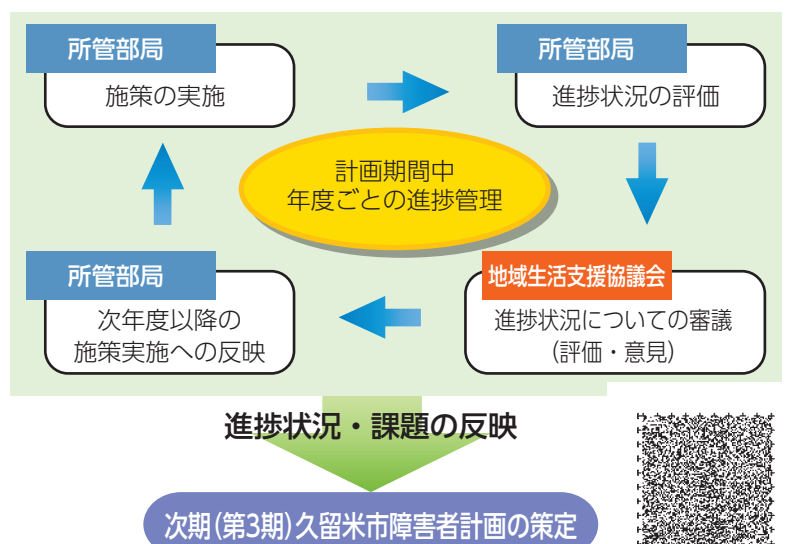
#### 重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保

医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等の関係機関と連携・協力しながら整備に努めます。

## 計画の推進

### ■ 計画推進の基本的な考え方

- ①総合的な施策の推進のために、庁内関係部局の連携・協力体制の構築に努めます。
- ②施策の実施状況は、毎年度進行管理を実施し、次年度以降の施策展開へ反映を図ります。
- ③進捗状況は、久留米市障害者地域生活支援協議会へ報告し、市民感覚の評価・意見を得よう努めます。
- ④法制度、社会状況の変化に応じて、適宜見直しを検討します。



# 計画の全体像

★計画の基本理念のもと、5つの基本目標と6つの重点施策を定めて、計画を進めていきます。

## 【基本理念】

## 誰もがその人らしく 安心して 暮らし続け

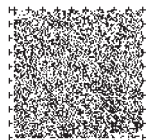
基本目標	施策区分	施策の
<b>基本目標 1</b> 壁をなくし認め合って 生きるために 分野 啓発・広報 生活環境	(1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実	①障害者理解・配慮のための啓 ②障害を理由とする差別の解消 ③福祉教育の充実
	(2) 情報バリアフリーの推進	①情報バリアフリーの推進
	(3) ボランティアなどの育成・活動促進	①ボランティアなどの育成・活 ①施設などのバリアフリーの推 ②移動・交通に関わるバリアフ ③住まいのバリアフリーの推進
	(4) 障害者にやさしいまちづくりの推進	
<b>基本目標 2</b> 安全と安心のために 分野 権利擁護 防災・防犯	(1) 権利擁護・相談支援体制の確立	①権利擁護の推進 ②虐待防止体制の整備 ③相談支援事業の推進 ④多様な相談窓口の充実
	(2) 防災・防犯対策の推進	①防災対策の推進 ②防犯・安全対策の推進
<b>基本目標 3</b> 支援が必要な子どもの 発達支援と教育の 充実のために 分野 教育・保育 療育・育成	(1) 健康相談の充実	①母子保健事業の充実
	(2) 切れ目のない療育・教育体制の確立	①乳幼児期から学校卒業までの一貫 ①保育サービスなどの充実 ②発達障害などへの適切な支援
	(3) 療育の充実	①特別支援教育の実施 ②多様なニーズに対応する教育 ③学校教育施設のバリアフリー化
	(4) 学校教育の充実	①生涯学習の推進 ②社会教育施設などのバリアフ
	(5) 社会教育の充実	
<b>基本目標 4</b> 自立して 暮らし続けるために 分野 雇用・就労 生活支援 保健・医療	(1) 一般就労の促進	①一般就労移行への支援
	(2) 福祉的就労の充実	①福祉的就労の場の確保
	(3) 就労支援の充実	①就労に関する相談体制の充実 ②職業能力の習得支援 ③関係機関・企業などとの連携
	(4) 住まいの確保と居住支援の充実	①住まいの確保 ②居住支援の充実
	(5) 在宅福祉サービスなどの充実	①日常生活の支援や介助サービ ②レスパイトケアなどの充実
	(6) 外出支援の充実	①外出支援サービスの充実
	(7) 生活安定施策の充実	①障害者優先調達推進に係る取組 ②経済的負担の軽減
	(8) 保健サービスの充実	①保健事業の充実 ②心の健康づくりの推進
	(9) 医療サービスの充実	①適切な医療サービスの提供
<b>基本目標 5</b> 生きがいを持って 自分らしく 生きるために 分野 日中活動 社会活動	(1) 日中活動の促進	①日中活動系サービスの整備 ②地域活動支援センターなどの ③精神障害者の地域生活支援
	(2) スポーツ・文化活動への参加促進	①スポーツ活動の促進 ②文化活動の促進
	(3) 地域活動や国内外交流の促進	①地域活動などへの参画促進 ②国内外での交流の促進

# ることができる まちの実現に向けて



※あみかけは重点施策

方向	主な具体的施策	
発・広報活動の推進への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者問題に関する広報の充実</li> <li>障害者問題啓発事業の実施</li> <li>団体実施イベントの支援</li> </ul>	など
動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者に対する差別の解消への取組</li> <li>投票所での障害者等への配慮</li> <li>交流機会の拡大</li> <li>児童生徒の交流促進</li> <li>人権教育による啓発</li> <li>市職員研修の充実</li> </ul>	など
進	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報バリアフリー推進に係る基本方針の検討</li> <li>各種通知などの点訳・音訳コードなどの推進</li> <li>市民活動サポートセンターの運営</li> <li>久留米市社会福祉協議会など関係機関との連携</li> <li>公共施設の整備・改善</li> <li>都市公園整備事業におけるバリアフリー化の推進</li> </ul>	など
リーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備の推進</li> <li>公共交通事業者等への理解促進</li> <li>ノンステップバス導入促進</li> <li>公営住宅建設・建替事業の実施</li> <li>既存住宅の計画的改善</li> <li>住宅改造アドバイザーの活用</li> </ul>	など
	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の周知</li> <li>障害福祉サービスに関する苦情解決制度の周知</li> <li>障害者虐待防止対策支援の推進</li> <li>障害者相談支援体制の整備</li> <li>地域生活支援協議会の運営</li> <li>障害者相談員の配置</li> <li>各種相談機関の連携強化</li> <li>防災知識の普及</li> <li>災害時要援護者支援体制の充実</li> <li>福祉避難所の指定</li> <li>くるめ見守りネットワークの推進</li> <li>緊急通報システム機器の貸与</li> </ul>	など
した療育・教育体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健康診査の実施</li> <li>健診後の支援体制の充実</li> <li>発達支援事業の充実</li> <li>幼児教育研究所の機能充実</li> <li>切れ目のない支援体制の確立</li> <li>保育園の障害児加配</li> <li>私立幼稚園への心身障害児教育振興補助金の交付</li> <li>発達面で支援が必要な子どもについての情報提供と啓発</li> <li>教職員などへの研修の実施</li> <li>就学指導の充実</li> <li>通級指導教室</li> <li>久留米特別支援学校のセンター的役割の充実</li> <li>学校訪問看護支援事業</li> <li>医療的ケア対応事業</li> <li>進路指導・職業教育の充実</li> <li>特別支援学校施設維持管理建設事業</li> <li>小中学校施設・設備の改善</li> <li>チャレンジ土曜塾の実施</li> <li>学習活動の支援</li> <li>点字・録音図書資料の整備充実</li> </ul>	など
の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会体育施設のバリアフリー化</li> <li>文化施設整備事業</li> <li>就労移行支援事業の推進</li> <li>障害者雇用に関する情報発信</li> <li>障害者就業支援</li> <li>就労継続支援事業（A型）の基盤整備</li> <li>就労継続支援事業（B型）の基盤整備</li> <li>障害者相談支援体制の整備</li> <li>職業能力講座の支援</li> <li>障害者職場実習の受入れ体制の構築に向けた職員研修の実施</li> <li>地域生活支援協議会の運営</li> <li>市営住宅申し込みの優遇</li> <li>不動産業者との協力</li> <li>居住系サービスの整備促進</li> <li>住宅入居等支援（居住サポート）事業の実施（相談支援強化事業）</li> </ul>	など
リーの化	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事業所の適正運用の推進</li> <li>訪問系サービスの充実</li> <li>地域生活支援事業の充実</li> <li>重症心身障害児者の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化</li> <li>レスパイトケアの充実</li> <li>移動支援事業の実施</li> <li>タクシー基本料金助成事業の実施</li> <li>外出支援情報の提供の充実</li> <li>障害者就労施設等からの優先調達の推進</li> <li>セルフ製品販売拠点の設置支援</li> <li>年金・手当制度の周知</li> <li>生活福祉資金貸付事業の周知</li> <li>保健事業の実施</li> <li>保健情報システムの活用</li> <li>保健センターの整備</li> <li>精神障害などに関する啓発・広報の推進</li> <li>自立支援医療、重度障害者医療制度の周知</li> <li>特定疾患治療研究事業の周知</li> </ul>	など
スの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中活動系サービスの充実</li> <li>重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保</li> <li>地域活動支援センター（I型）の運営支援</li> <li>オープンスペースなどへの支援</li> <li>サービス事業者への精神障害に関する研修の実施</li> <li>精神障害者の地域移行支援</li> <li>ふれあいスポーツ大会の開催への支援</li> <li>障害者スポーツの指導者育成、障害者スポーツ教室支援</li> <li>生涯学習センターなどで実施する主催講座などの充実</li> <li>障害者の余暇活動の促進</li> <li>地域活動への啓発・支援</li> <li>審議会・委員会などへの登用の促進</li> <li>障害者団体への支援</li> <li>国内交流事業の推進</li> <li>国内交流イベントへの参加促進</li> </ul>	など
整備		





**久留米市 健康福祉部 障害者福祉課**

〒830-8520 久留米市城南町15-3

電話：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752

ホームページアドレス：<http://www.city.kurume.fukuoka.jp>

